余市の人々。　第１１回　【江部拓弥】

戦略推進マネージャーの連載を広報誌で掲載しています！　タイトル「香川」

香川の創業は大正３年。店の歴史は１００年を超える。「私が三代目です。じいさんが始めたんです」。香川家は徳島県からやって来た（なんだかややこしいね）。余市は縁も所縁もない土地だった。

「仏壇に抄本があったんですよ、そこに判子がポンと捺されてて、百姓と書いてあるんですよ。農業をやるってことを理由に出てきたんでしょうね」

それが、どうして菓子をつくることに？

「ですよね。へへへへ」

その辺の事情は香川さんにもわからないらしい。当初は駄菓子屋に近い品揃えで、香川さんの先代＝父の時代に和菓子を専門とするようになったという。

「父は婿さんなんです。母が香川の人間で、その母がずっと私に言うんです。『お菓子屋、継ぐな～』『お菓子屋､継ぐな～』って｡子供の頃からずっとでしたね」

なぜか「な」の部分に節が付いていて、台詞が妙に耳の残る。継ぐな～と言われ続けた香川さんはいま、三代目として日々、菓子づくりに精を出している。

「高校２年のときに母親が亡くなりましてね。どうしようかなと。長男だし、男は私ひとりだし、子供の頃から菓子づくりを手伝ってきたし、継いだ方がいいのかなと。そう思って結局ですね」

なぜ母が店を継ぐことを良しとしなかったのか、いまとなっては確かめる術はない。

「お菓子屋はたいへんですからね。辛い思いをさせたくなかったんでしょう。朝も早いですし」

きちんと訊いておけばよかった。ときどきそう思うことがあると、香川さんは言う。

「実際にやって思うのは、どんなに機械を揃えても菓子は最終的に手でつくるんですね。あぁ、今日は暇だなあと思っても、仕事が始まれば忙しい忙しいとなります。お菓子づくりが始まれば、手が休まることがないんです。たいへんですね」

もしかして、継がなければよかったと思ってますか？

僕の意地悪な問いかけに、香川さんは「へへへへ」と笑うだけだった。**（続く）**

※「余市の人々。」は、余市町戦略推進マネージャーの江部拓弥（えべたくや）さんが、余市町に関わりのある人物へのインタビューをもとに執筆し、「ＷＥＢ本の雑誌。」（https://www.webdoku.jp/column/ebe/）に掲載されているものを、転載しております。※掲載日 2020.9.30

問合せ　企画政策課　企画グループ　☎２１―２１１７

農業者のみなさまへ（余市町有害鳥獣被害防止対策支援事業の実施について）

有害鳥獣による農業被害を防止することを目的とした被害防止対策設備（電気柵・箱わな）購入に対する補助を実施します。

補助対象要件【基本事項】

■下記の要件をすべて満たす者

・町内に住所を有する者であって、町内において営農する経営体
・有害鳥獣被害防止対策設備の設置場所として、自らが常時管理できる自己所有地、または土地所有者から同意を得た場所に設置できること。
・電気柵の購入については、有害鳥獣による農業被害（侵入）防止を目的とするものであること。
・箱わなの購入については、特定外来生物であるアライグマの捕獲を目的とするものであること。

■補助対象設備　※既に購入済のものや補修用部品等の購入は対象となりません。

・電気柵（有害鳥獣侵入防止を目的とするもの。）　・箱わな（特定外来生物アライグマの捕獲を目的とするもの。）

■補助率

補助率は、購入金額の１／２以内とし（千円未満の端数は切り捨て）、電気柵については５万円、箱わなについては１万円を上限とします。また、申請は同一年度において、１経営体につき１回限りとします。

※消費税納税義務者は消費税額を除いた金額が対象となります。
※購入に際し、複数見積等により購入金額の低減に努めること。
※申込みが多数の場合は、予算の範囲内で按分するため、補助額が下がります。

■申請受付

提出期日：５月３１日（火）（※期日厳守）
提出書類：１．交付申請書２．見積書の写し（２社以上）３．設置場所位置図（任意様式）４．納税対応状況申出書
提出場所：農林水産課

■その他・補助事業が完了したときは、実績報告書と領収書（写）等の提出が必要となります。
・詳細につきましては余市町有害鳥獣被害防止対策支援事業補助金交付要綱に定めます。
・関係書式は役場農林水産課又は、ＪＡよいち（営農販売部）でお受け取り下さい。

問合せ　農林水産課 農政振興グループ　☎２１―２１２３